

東環第 1139 号  
令和 3 年 10 月 20 日

東近江市環境審議会  
会長 仁連孝昭様

東近江市長 小椋正清

第 2 次東近江市環境基本計画の中間見直し及び排水基準の一部改正  
について（諮問）

「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」（東近江市環境基本条例）第 21 条第 2 項及び「東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例」第 19 条の規定により下記の事項について、貴審議会に諮問をいたします。

#### 記

#### 1 第 2 次東近江市環境基本計画の中間見直しについて

本市では、「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」第 9 条に基づき平成 29 年 3 月に第 2 次東近江市環境基本計画を策定し、平成 29 年度から環境関連施策の推進に努めてまいりました。策定から 4 年が経過し、環境を取り巻く情勢も大きく変化しており、これまでの取組の推進におきましてもさまざまな課題が指摘されているところです。

こうしたことから、本計画の中間年にあたり見直しを行いますので、貴審議会の意見を求めるものです。

#### 2 排水基準の一部改正について

本市では、特定事業場から公共用水域に排出される水について、国の定める排水基準に基づき「東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例施行規則」により排水基準を定めています。

今回の一部改正は、国の定める排水基準において、基準値、名称の変更が見直された項目及び湖沼水質保全特別措置法に基づく政省令の改正により、規制が重複している有害物質以外の排水の総量に係る排水基準を廃止するため貴審議会の意見を求めるものです。